

付申告は書面申告と比べて早期処理しています(3週間程度に短縮)

特に1月又は2月に自宅等からe-taxで申告された場合は、2〜3週間程度で処理しています。

▼24時間いつでも利用可能

所得税及び復興特別所得税の申告期間中は、24時間e-Taxの利用が可能です(メンテナンス時間(毎週月曜日の午前0時から午前8時30分まで)を除く)

▼電子証明書の有効期限は3年です

住民基本台帳カードの電子証明書の有効期限は3年となっており、有効期限切れの場合は、電子証明書の更新をお願いします。

なお、住民基本台帳カードの電子証明書の更新は、各市町村窓口でお願いいたします。

また、電子証明書の更新を行った場合は、更新した電子証明書をe-taxに再度登録する必要があります。

※詳しくはe-Taxホームページ

【<https://www.e-tax.nta.go.jp>】をご覧ください。

▼年金所得者の確定申告不要制度

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、か

つ、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得の合計金額が20万円以下である場合には確定申告は不要となりました(住民税の申告は必要です)

その場合でも、所得税の還付を受けるための申告書を提出することはできません。

ご不明な点があれば、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ

宇和島税務署
☎0895224511

県営住宅の空家待ち入居者を募集

既設の県営住宅に空家が生じた場合に入居していただく世帯を、次のとおり募集します。今回の申込みは、次年度の抽選日の前日まで有効です。

申込期間

平成27年2月2日(月)

〜10日(火)

※申込書の配布は1月15日(木)から

申込場所

南予地方局 建設部

管理課 管理係

宇和島市天神町7番1号

南予地方局庁舎 3階

入居順位の抽選

【抽選日時】

平成27年3月5日(木)

13時30分〜

【抽選場所】

南予地方局庁舎
7階 大会議室

家賃

申込者等の収入等に基づき、公営住宅法に定める方法により算定されます。

対象団地

▼宮の下団地 ▼宮の下第3団地

▼伊吹団地 ▼伊吹北団地 ▼明倫団地

申込資格

次の項目全てに該当する者
▼現に同居し、または同居しようとする親族があり、住宅に困窮している者
(単身者でも申込みが可能な場合があります)

▼公営住宅法に定める収入基準に適合する者

▼入居申込者および同居しようとする親族が、暴力団員による不当行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

入居予定日
空家が出来次第、入居順位に従いご連絡いたします。

その他
不明な点については、左記までお問い合わせください。

問い合わせ

愛媛県南予地方局 建設部

管理課 管理係

問い合わせ

☎0895224511

内線481・406

0895224511

保健福祉課からのお知らせ

「きほくの味 食育レシピ集」第2号を作りました

はがきホルダーサイズで使いやすい！
毎日の食事づくりに活用してください。

保健福祉課では、鬼北町食育推進計画に基づき、食育を推進しています。その一環として、平成24年に鬼北町の産物を使ったレシピ集を作り、活用いただいております。

今回、その第2号として、郷土料理やおふくろの味として親しまれている料理のレシピ集を作りました。

※広報「きほく」に平成23年から平成26年に掲載された料理をまとめたものです。毎日の食事づくり、家庭や地域での食育にご活用ください。

希望される方は下記申し込み先までご連絡ください。

郵送はいたしませんので、役場または日吉支所までおいでください。

問い合わせ・申し込み先

役場 保健福祉課 保健係 内線 3116

日吉支所 保健係 内線 2506



※先着300名・無料